

平成 21・22 年度建設業者入札参加・等級格付について

平成 21 年 3 月 30 日

土 木 建 築 部

県においては、建設業 28 業種のうち、特に発注件数や発注金額が大きい特定の 5 業種（土木、建築、電気、管、ほ装）については、建設業者の施工能力に応じた発注を行うため 2 年ごと（定期）に等級格付を行っています。

等級格付は、全国統一基準の客観的事項である経営事項審査の評点と県独自の評価項目を加えた総合点数により行っています。

なお、県外業者については登録のみで、等級格付は行っておりません。

前回（平成 19・20 年度）の入札参加申請では、建設業法に基づく許可業者 5,207 業者（平成 19 年 3 月末現在）のうち、2,906 業者（55.8%）が入札参加の登録を行っています。

平成 21・22 年度の入札参加申請業者は、許可業者 4,920 業者（平成 21 年 2 月末現在）のうち、2,529 業者（51.4%）となっており、前回よりも 377 業者（12.9%）の減となっています。

平成 21・22 年度の建設業者の等級格付については、平成 17 年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の理念に基づき、不良不適格業者を排除し優良な企業による入札競争を促進するため、業者の経営力や施工能力等の技術力をより重視した県独自の評価項目を設定しています。

● 県独自評点の評価項目

- ① 工事成績、② 技術者数、③ 雇用の規模、④ 障害者雇用、⑤ 表彰、
- ⑥ 建設業退職金共済制度履行状況、⑦ ISO の認証取得、⑧ 建設業法違反等
- ⑨ 社会貢献等

1 平成 21・22 年度 建設業者格付における基本的な考え方

今回の格付については、下記(1)(2)の基本的な考え方に基づき決定する。

記

- (1) 等級別業者数の設定に当たっては、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、発注工事量等の指標を用いて決定する。
- (2) 各等級ごとの業者数及び構成比は、競争性確保の観点を考慮するとともに、建設投資の減少など昨今の建設業を取り巻く厳しい環境に配慮し、各等級ごとの建設業者数の現状並びに構成割合等を総合的に考慮の上、決定する。

2 平成 21・22 年度 建設業者等級格付について

「平成 21・22 年度建設工事入札参加資格審査及び格付基準」を踏まえ、平成 21・22 年度建設業者格付については、前回（平成 19・20 年度）の各業種別・等級ごとの登録業者数を基本として次のとおり決定する。

(1) 土木工事業 1,706 業者

※前回登録業者数 1,992 業者（△286 業者：△14.4%）

等級	業者数	構成比(%)	前回との比較	点数(注)
特A	92	5.4	△ 1	1041以上
A	409	24.0	△ 34	775～1040
B	369	21.6	139	774～ 774
C	287	16.8	△ 7	680～ 773
D	549	32.2	△383	679以下
合計	1,706	100.0	△286	

(2) 建築工事業 944業者

※前回登録業者数 1,110業者 (△166業者 : △15.0%)

等級	業者数	構成比(%)	前回との比較	点数(注)
特A	95	10.1	△ 2	920以上
A	138	14.6	△ 3	770~919
B	185	19.6	35	769~769
C	252	26.7	△ 39	675~768
D	274	29.0	△157	674以下
合計	944	100.0	△166	

(3) 電気工事業 487業者

※前回登録業者数 547業者 (△60業者 : △11.0%)

等級	業者数	構成比(%)	前回との比較	点数(注)
A	209	42.9	0	761以上
B	169	34.7	△ 11	615~760
C	109	22.4	△ 49	614以下
合計	487	100.0	△ 60	

(4) 管工事業 650業者

※前回登録業者数 739業者 (△89業者 : △12.0%)

等級	業者数	構成比(%)	前回との比較	点数(注)
A	244	37.5	△ 2	705以上
B	231	35.5	△ 5	645~704
C	175	26.9	△82	644以下
合計	650	100.0	△89	

(5) ほ装工事業 256業者

※前回登録業者数 376業者 (△120業者 : △31.9%)

等級	業者数	構成比(%)	前回との比較	点数(注)
A	181	70.7	△12	650以上
B	75	29.3	△108	649以下
合計	256	100.0	△120	

(注) 等級格付は、「等級格付の条件」(平成21・22年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準第7条を参照)を定めていることから、等級格付の条件を満たしていない場合は、各等級の総合評点の点数と等級格付が異なる場合がある。

【参考】

(等級格付の条件)

第7条 総合評点の順位に関わらず、等級格付については次の条件を設定する。なお、土木・建築工事業の1級技術者とは、建設業法等にいう技術者で、1級相当の大臣認定者を除くこととする。

- (1) 土木工事業及び建築工事業の特A、A等級については、特定建設許可業者であること。
- (2) 土木工事業の特Aは、1級技術者8名以上、Aは3名以上を有していること。
(技術士は1級技術者に含めるが、同一人が重複して資格を保有している場合は1人とする。)
- (3) 建築工事業の特Aは、1級技術者5名以上、Aは2名以上を有していること。
- (4) 電気・管・ほ装工事業のAは、1級技術者1名以上を有していること。
- (5) 新規登録者は、総合評点による等級より1等級下位に位置づける。
- (6) 昇級は1等級上位を原則とするが、3等級以上の総合評点を有する場合のみ2等級上位に格付ける。
- (7) 降格は1等級下位を原則とするが、総合評点の2割を付与しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りでない。

(平成21・22年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準「第7条」)